

第1章 総則

第1節

計画作成の趣旨等

1 計画の目的

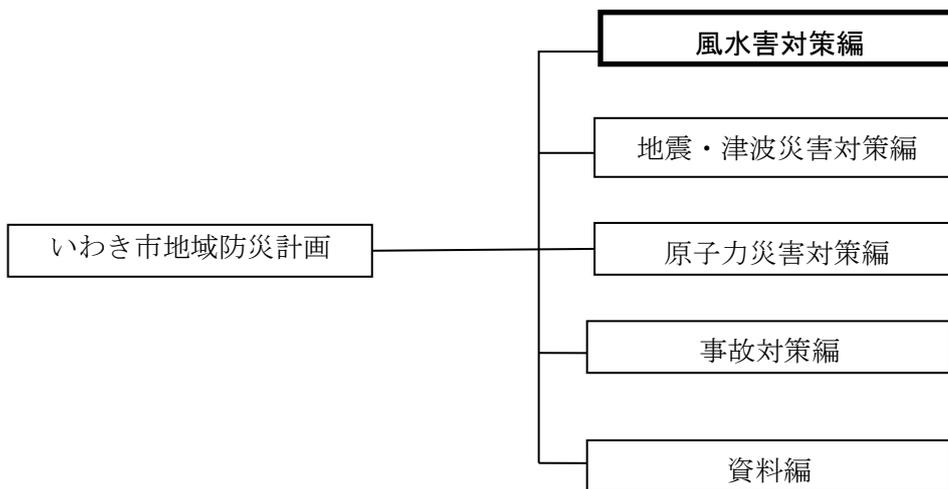
この計画は、令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験を教訓とし、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害に対処するため、本市や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づきいわき市防災会議が策定するいわき市地域防災計画のうち、次に掲げる風水害及び雪害等に関する計画であり、市域における風水害、雪害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

3 いわき市地域防災計画の構成

いわき市地域防災計画は、次により構成される。



4 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

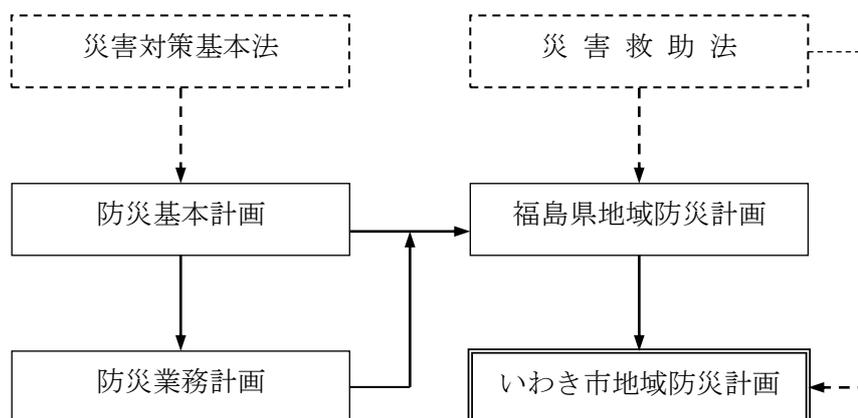
(1) 福島県地域防災計画（一般災害対策編）との関係

この計画は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）との整合性を有する。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

他の法令等に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図る。

【いわき市地域防災計画と他計画との関係】



5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

6 細部要領等の制定

市及び防災関係機関等は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

7 計画の習熟

市及び防災関係機関は、日ごろから訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

第2節

自助・共助・公助の基本

1 自助・共助の基本

(1) 市民の役割

ア 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、災害時の連絡体制の整備や地域のルールづくりを進め、災害に強い市民と地域を形成する。

イ 災害に対する備えを常に怠らず、住宅等の浸水対策を行うなど安全性を確保するとともに、家族の7日分の食料、3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）、暖房用燃料（灯油等）の一定数量の備蓄、自家用車の満タン給油などのほか、非常持ち出し品の準備、最寄りの避難所・避難場所の確認、災害時における家族の連絡方法の確認などに努める。

ウ 災害時には、隣近所が相互に協力して助け合い、災害や避難指示等の情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難にあたっては、障がい者や高齢者をはじめとした要配慮者への支援に努める。

(2) 自主防災組織の役割

ア 日ごろから地域の危険箇所、避難経路、要配慮者の状況等を把握し、独自の防災マップの作成、活動用資機材の整備・点検等に努める。

イ 組織の班編成や活動内容を明確にするとともに、市が実施する防災訓練への参加または独自の防災訓練の実施等を通じて消防団、企業等との連携を深め、地域の防災力の向上に努める。

ウ 市の防災士養成講座や市役所出前講座等を活用し、防災に係る知識の習得に努めるとともに、防災訓練等を通じて地域住民への啓発等に努める。

エ 災害時には、被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出救助及び応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うとともに、避難所運営に協力するよう努める。

(3) 企業等の役割

ア 災害対応を行うための組織や活動内容、対策の責任者等を明確にするとともに、災害発生時における従業員のとるべき行動、住民や自主防災組織等との連携による地域の防災活動への参加方法等について定める。

イ 防災訓練や研修等の実施、市や地域の防災訓練等への参加を通じて、従業員の災害対応力の向上に努める。

ウ 施設及び設備の安全性確保、消火・救出救助等に係る資機材等の整備、従業員が帰宅できないことを想定した1日分（3食）以上の食料や飲料水の備蓄に努める。

エ 災害発生時においても企業活動を継続するための業務継続計画を策定するとともに、従業員等への周知に努める。

オ 災害時には、市や地域住民、自主防災組織等と連携して、被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出救助及び応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うよう努める。

2 公助の基本

(1) 市

基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日ごろから災害予防体制を整備するとともに、災害時には応急措置を実施する。また、県、市及びその他の防災関係機関の活動に協力する。

第3節

自然条件

1 位置及び面積

東経		北緯		面積 (k m ²)	広ぼう(km)	
極東	極西	極南	極北		東西	南北
141度00分	140度34分	36度51分	37度19分	1,232.26	39.0	51.5



2 気象

本州の太平洋側の気候に属し、沿岸部に位置しているため、海洋の影響を受け易く気温較差は年間を通して少ない。

年降水量の平年値は、おおむね 1,440mm 程度で、まとまった降雪は、南岸低気圧の影響により、2～3月頃に年に数回湿った雪やみぞれが降ることがある。

風速は、年平均 3m/s 程度で沿岸地方としては比較的弱い。風向きは北よりの風が卓越し、東西方向の風は極めて少ない。

小名浜（福島県）平年値（年・月ごとの値） 主要要素

要素	気圧		降水量		気温			蒸気圧	相対湿度	風向・風速		日照時間
	現地平均 (hPa)	海面平均 (hPa)	合計 (mm)	平均 (°C)	日最高 (°C)	日最低 (°C)	平均 (hPa)	平均 (%)	平均	最多風向	合計 (時)	
統計期間	1991~ 2020	1991~ 2008	1991~ 2008									
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1015	1015.6	57.3	4.1	8.6	-0.1	4.8	58	3.7	北北西	193.4	
2月	1015.4	1016.1	54	4.3	8.9	0.1	5	59	3.5	北北西	180.3	
3月	1014.9	1015.6	108.4	7.1	11.5	2.8	6.4	62	3.7	北北西	191.4	
4月	1013.7	1014.3	125.2	11.6	15.8	7.4	9.5	68	3.7	北	192.8	
5月	1011.8	1012.4	146.1	15.8	19.6	12.3	13.8	76	3	南	193	
6月	1009	1009.6	149.5	19.1	22.6	16.4	18.4	83	2.6	南	150.3	
7月	1008.6	1009.2	160.7	22.5	25.8	20.1	23.5	86	2.4	南	151.1	
8月	1009.9	1010.6	122.6	24.5	27.9	22	25.7	84	2.6	南	183.1	
9月	1013	1013.6	192.3	22	25.4	19	21.3	80	2.7	北	144.5	
10月	1016.4	1017	193.1	16.9	20.9	13.2	14.5	75	2.7	北	147.3	
11月	1017.7	1018.3	80.3	11.5	16.1	7.1	9.6	69	3	北北西	162.4	
12月	1016.2	1016.8	51.3	6.6	11.1	2.1	6.2	62	3.4	北北西	179	
年	1013.5	1014.1	1440.7	13.8	17.9	10.2	13.2	72	3.1	北北西	2068.6	

「@」の値のついた数値は参考値

資料：気象庁

3 地勢

地形は、東は太平洋に面して平野が開け、西は阿武隈山脈に囲まれた太平洋低地帯といわれる地形を形成し、古生代の岩層や、中生代の岩層及び第三紀基盤として、市域の約4割が標高200m以下の丘陵地と段丘及び主要河谷の谷底平野からなっている。

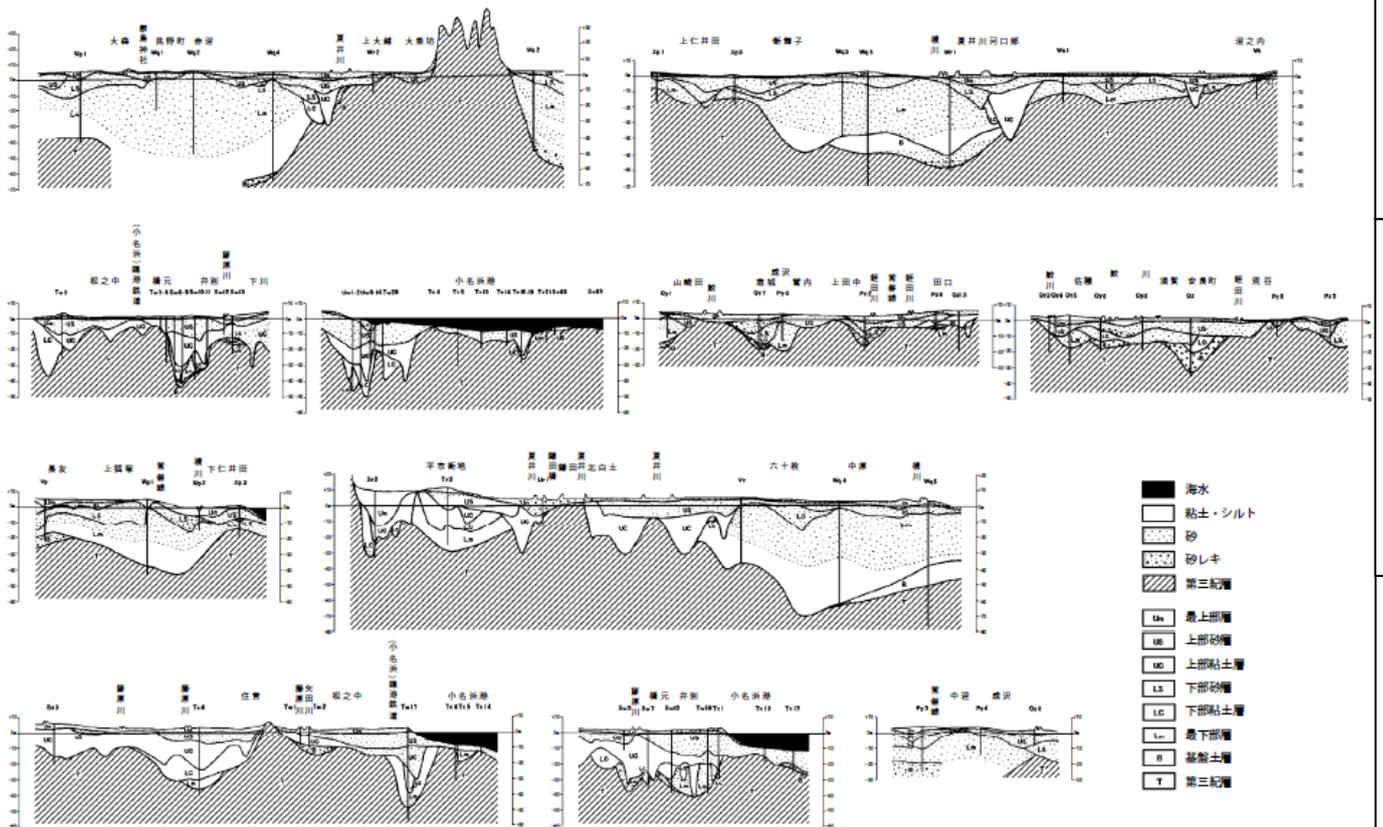
山岳地帯には高い山は少なく、矢大臣山(964.7m)を筆頭に500mクラスの山が21を数えるのみである。

海岸線の延長は約60kmに及び、夏井川、鮫川等の河口付近では低平地の沖積層が広く発達している。

市内の丘陵地の大部分は、主として第三紀の堆積岩層からなり、海岸は新舞子などの砂浜地帯を除き海食岸よりなっている。

主な河川水系として市域北部を東西に貫流する夏井川水系、中央部に藤原川水系、南部地域を横断する鮫川水系からなっている。河川数は、本支川あわせて322本あるが、うち64本が2級河川に指定されている。

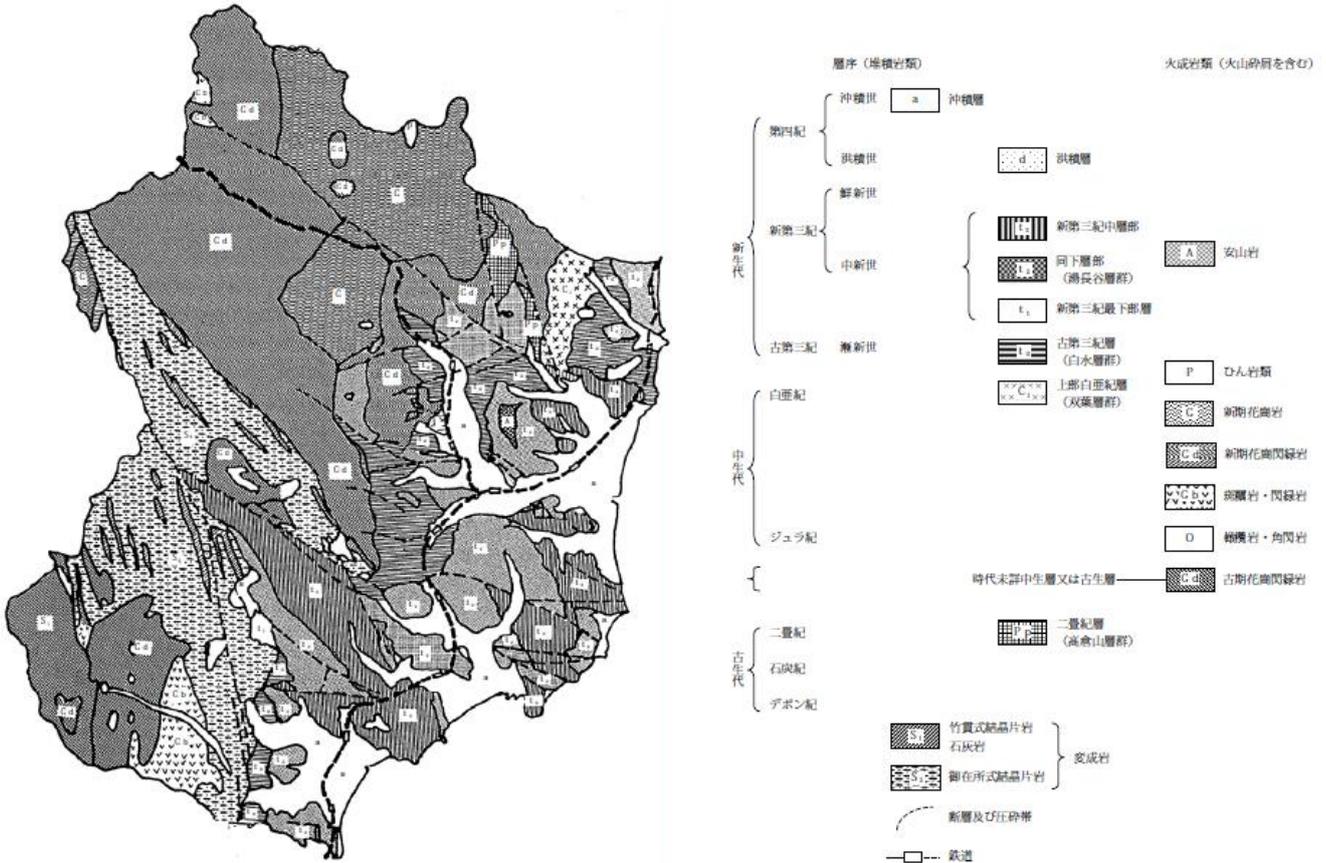
【福島県常磐地区地盤地質断面図(福島県常磐地区の地盤(1966年))】



4 地質

市内で分布している地層は、新生代の堆積岩層である。市街地は、この堆積岩層の上に形成された第四紀の沖積層及び洪積層で主要河川の流域や河口付近の低平地には広く沖積層が発達している。岩盤が固く構造的に安定度が高いといわれる火成岩層や変成岩層は山間地域に広く発達している。

【地質図（昭和32年3月 工業技術院地質調査所）】



第4節

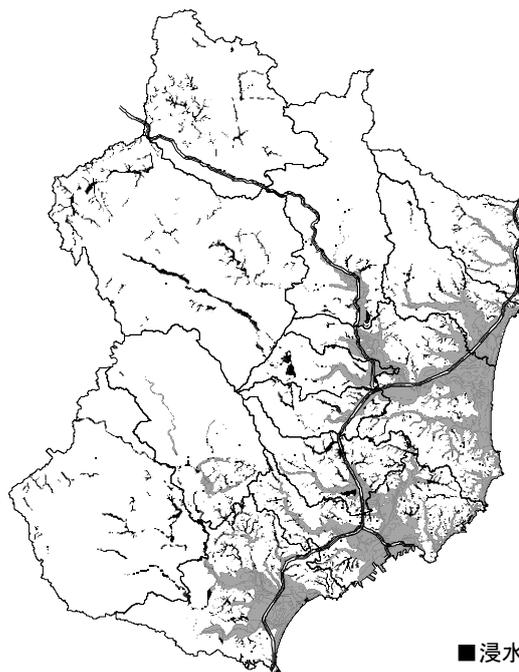
風水害の被害想定

1 洪水災害の被害想定

県及び市は「水防法（昭和24年法律第193号）」第7条の規定により、洪水または高潮等に際し、水災を警戒・防御することにより、被害を極力軽減することを目的に「水防計画」を策定している。

同計画では、特に水防上警戒または防御の重要性を有する箇所として重要水防区域を指定し、溢水・破堤・決壊等が発生した場合の氾濫規模等を想定している。

水系名	予想される被害	氾濫想定面積 (ha)	対象住家 (戸)
末続川	溢水	30	36
大久川	溢水	27	6
夏井川	溢水	2,370	10,210
滑津川	溢水	80	286
弁天川	溢水	0	0
諏訪川	溢水	0	0
神白川	溢水	0	0
藤原川	溢水	175	810
鮫川	溢水	870	2,083
蛭田川	溢水	13	141
久之浜海岸	溢水	0	0
四倉海岸	溢水	0	0
平海岸	溢水	0	0
磐城海岸	溢水	0	0
勿来海岸	破堤	52	620
四倉漁港海岸	破堤	4	42
勿来漁港海岸	破堤	1	20
合計		3,622	14,254



■ 浸水危険箇所の分布状況

2 土砂災害警戒区域等の指定状況

県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12法律第57号）」第6条の規定により、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり等のいわゆる土砂災害から住民の生命身体を守るため、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指定している。

■土砂災害警戒区域等指定箇所・地区別（令和6年4月現在）

地区	地すべり	急傾斜地の崩壊	土石流	計
平	6	197	29	232
小名浜	1	171	14	186
勿来	5	74	35	114
常磐	9	92	14	115
内郷	7	77	28	112
四倉	2	42	18	62
遠野	6	47	69	122
小川	0	26	33	59
好間	3	32	5	40
三和	0	108	74	182
田人	1	33	82	116
川前	0	54	37	91
久之浜・大久	2	38	18	58
計	42	991	456	1,489

3 都市型水害（内水被害）の被害想定

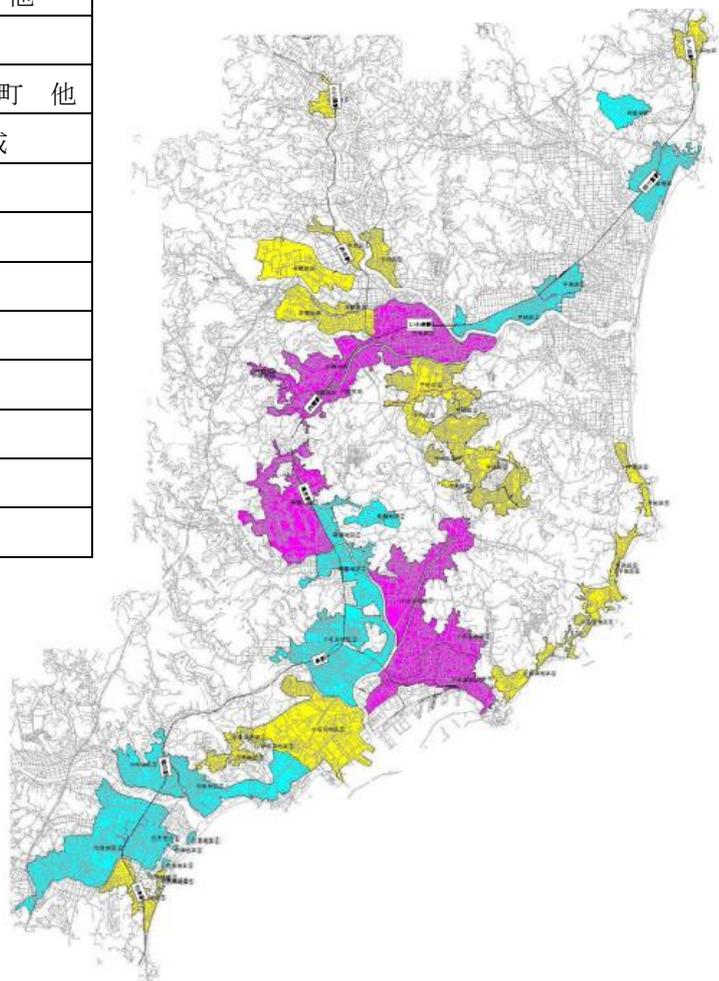
近年、日本各地で短時間型の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害が頻発している。災害発生 の要因には、温暖化や都市化など様々な要因があるが、激しい雨が突然に狭い範囲で短い時間に降る事が多く、予測が難しいとされている。

本市においても、平成 25 年 4 月に、発達した 2 つの低気圧の影響により、1 時間あたりの降水量として 91.5 mm を記録し、住家等の浸水被害 505 棟、崖崩れ 31 箇所と市街地を中心に大きな被害をもたらした。

これらの都市型水害（内水被害）については、新たな災害リスクと捉え対策を検討する必要がある。

■内水被害想定地区・地区別

地区	内水被害想定地区
平	平市街地、平神谷 他
小名浜	小名浜市街地、泉町 他
勿来	植田町、錦町 他
常磐	常磐湯本町、常磐関船町 他
内郷	高野地区を除く全区域
四倉	四倉町 他
遠野	—
小川	小川町 他
好間	好間町 他
三和	—
田人	—
川前	—
久之浜・大久	久之浜町 他



4 大雪・暴風雪災害の被害想定

平成26年2月8日、15日の大雪は、南岸低気圧の影響による太平洋側を中心に記録的な大雪となった。本市においても、8日には常磐湯本町で25cmの積雪を記録した。また、15日には、小川町戸渡地区で約150cm、川前町外門地区で約100cm、三和町新田地区で約100cm、田人町井出地区で約100cmの積雪が確認され、死者1名(落雪)、軽傷3名の人的被害、住家等の一部破損21棟の被害が発生した。

また、市内全域の降雪となったため除雪作業に長時間を要したほか、約3,400戸を超える停電の発生、さらには中山間地域では、一時車両通行が不能となるなど、市民生活に大きな影響を及ぼした。

本市における大雪は極めて稀な事象ではあるが、中山間地域の高齢化、過疎化、除雪の担い手の減少等の状況から、今回の教訓を踏まえ、除雪の事前準備等も含め、大雪に対する災害対策を講じる必要がある。



5 各地区の課題と取組み目標

前項までに示した既往災害履歴及び被害想定より地区別の課題を把握し、効果的に防災対策を推進するため、各地区個々の特色を反映した取組みを進めていく。

13 地区： 平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉、遠野、小川、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久



地区	風水害の防災課題と対策方針	
① 平	課題	<ul style="list-style-type: none"> 夏井川の溢水により流域の低平地で大きな洪水被害が想定される他、滑津川の溢水による洪水被害が想定される。 内陸部（特に北部）で土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 平市街地、平神谷他で内水被害が想定される。 市街地（特にいわき駅周辺の密集地区）では、人的被害や建物被害が大きくなる恐れがある。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 治水関連事業の促進に努める。 土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 避難所施設の安全確保に努める。 災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 災害対応における事業者等との連携強化に努める。 観光客等の避難誘導対策に努める。 土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
② 小名浜	課題	<ul style="list-style-type: none"> 藤原川の溢水により流域の低平地で洪水被害が想定される。 地区内（永崎他）で多くの土砂災害（主に急傾斜地崩壊）による被害が想定される。 小名浜市街地、泉町他で内水被害が想定される。 小名浜港付近には観光施設があり、観光客の避難対策が必要である。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 治水関連事業の促進に努める。 土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 避難所施設の安全確保に努める。 災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 災害対応における事業者等との連携強化に努める。 観光客等の避難誘導対策に努める。 土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
③ 勿来	課題	<ul style="list-style-type: none"> 鮫川の溢水及び蛭田川の溢水により流域の低平地で大きな洪水被害が想定される。 内陸部・高台部（特に九面地区）で土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 植田町、錦町他で内水被害が想定される。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 治水関連事業の促進に努める。 土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 避難所施設の安全確保に努める。 災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 災害対応における事業者等との連携強化に努める。 観光客等の避難誘導対策に努める。 土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
④ 常磐	課題	<ul style="list-style-type: none"> 地区内（常磐湯本町他）で土砂災害（地すべり、急傾斜地崩壊）による被害が想定される。 常磐湯本町、常磐関船町他で内水被害が想定される。 温泉宿泊施設が多くあり、観光客の避難対策が必要である。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 治水関連事業の促進に努める。 土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 避難所施設の安全確保に努める。 災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 災害対応における事業者等との連携強化に努める。 観光客等の避難誘導対策に努める。 土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。

地区	風水害の防災課題と対策方針	
⑤ 内郷	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・新川流域で溢水による洪水被害が想定される。 ・地区内（内郷綴町他）で多くの土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・内郷高坂町、内郷御厩町他で内水被害が想定される。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・治水関連事業の促進に努める。 ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・災害対応における事業者等との連携強化に努める。 ・観光客等の避難誘導対策に努める。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑥ 四倉	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・仁井田川の溢水により流域の低平地で大きな洪水被害が想定される。 ・内陸部（特に北部）で土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・四倉町で内水被害が想定される。 ・市街地では、人的被害や建物被害が大きくなる恐れがある。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・治水関連事業の促進に努める。 ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・観光客等の避難誘導対策に努める。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑦ 遠野	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内（入遠野他）で多くの土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・山間で大雪・暴風雪による被害が生じる可能性がある。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑧ 小川	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・夏井川や小玉川流域で溢水による洪水被害が想定される。 ・地区内（福岡他）で土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・小川町他で内水被害が想定される。 ・山間で大雪・暴風雪による被害が生じる可能性がある。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・治水関連事業の促進に努める。 ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑨ 好間	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・好間川流域で溢水による洪水被害が想定される。 ・地区内（上好間他）で土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・好間町他で内水被害が想定される。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・治水関連事業の促進に努める。 ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑩ 三和	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内（上市萱他）で多くの土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・山間で大雪・暴風雪による被害が生じる可能性がある。

地区	風水害の防災課題と対策方針	
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑪ 田人	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内（旅人他）で土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・山間で大雪・暴風雪による被害が生じる可能性がある。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑫ 川前	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内（下桶売他）で土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流）による被害が想定される。 ・山間で大雪・暴風雪による被害が生じる可能性がある。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止関連事業等の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。
⑬ 久之浜 ・大久	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・末続川及び大久川流域で溢水による洪水被害が想定される。 ・久之浜町他で内水被害が想定される。
	取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・治水関連事業の促進に努める。 ・避難所施設の安全確保に努める。 ・災害時の避難行動の習熟、防災意識の向上を図る。 ・土砂災害警戒区域等指定箇所に係る避難計画及び緊急連絡網を作成する。 ・河川浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難計画の策定及び訓練を実施する。

第5節

風水害対策の目標

今後の防災対策において必要とされる重点項目については、次のとおりとする。

1 避難判断基準の明確化

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の見直し等を踏まえ、洪水、土砂災害及び高潮発生時における避難指示等の発令基準を明確に定める。

2 情報収集・伝達手段の多重化

災害情報を市民に確実に伝達するため、伝達手段の多重化を図るとともに、通信輻輳時の双方向通信手段の確立など、情報収集・伝達機能を強化する。

3 避難対策の充実・強化

洪水・土砂災害等の避難体制を強化するため、避難所指定の見直しや避難所施設の通信・備蓄機能等の充実を図る。

4 要配慮者の避難支援対策の強化

要配慮者の避難誘導を迅速かつ的確に実施するための取り組みを強化する。

5 多様な団体との協力体制の強化

ライフラインや輸送手段の確保など、民間事業者の専門性を取り入れた災害応援体制を構築する。

6 自助・共助による地域防災力の向上

地域の防災対応力向上のため、行政と地域の適切な連携のもと、自助・共助を基本とした災害に対する知識の普及と防災リーダーを育成することにより、地域の防災対応力の強化を図る。